

石狩市民プール条例施行規則の一部改正について

(利用料金の還付に関する規定について)

1 改正の趣旨

本施設は、市民の健康の増進を図るため、及び市民の交流の場を提供することを目的に設置しており、温水プールは年間約 30,000 人、多目的ホールは年間約 4,000 人の利用がある。

利用料金については、利用者の責に帰することのできない理由により利用不能となったときや、公益上やむを得ない理由が生じ、利用の承認を取消されたときについて、「指定管理者は利用料金を還付することができる」と規定しており、利用者の都合による利用取下げや変更等の申出があった場合（特に多目的ホール）の還付の取扱いについて、規定していない。

利便性の向上を目的に、他の市内公共施設に準じた形で利用料金を還付することができるよう規則を改正したく、石狩市社会福祉審議会条例第 2 条の規定に基づき、本審議会に諮問するものである。

※他の公共施設の条例施行規則

- ・コミュニティセンター条例施行規則
- ・スポーツセンター条例施行規則
- ・はまなす国体記念石狩スポーツ広場条例施行規則
- ・公民館条例施行規則
- ・総合保健福祉センター条例施行規則

2 改正の概要

石狩市民プール条例施行規則を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金の還付) 第 3 条 条例第 9 条の市長が定める基準は、次のとおりとする。 (1) 利用者の責に帰することのできない理由により利用不能となったとき。 (2) 条例第 12 条第 3 号の規定により利用の承認を取り消されたとき。	(利用料金の還付) 第 3 条 条例第 9 条の市長が定める基準は、次のとおりとする。 (1) 利用者の責に帰することのできない理由により利用不能となったとき。 (2) 条例第 12 条第 3 号の規定により利用の承認を取り消されたとき。 <u>(3) 利用の承認後、利用日の 5 日前までに利用者から利用の取下げ又は変更の申出があつて、指定管理者がこれについて相当の事由があると認める場合</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

石狩市民プール条例

(設置)

第1条 市民の健康の増進を図るため、及び市民の交流の場を提供する施設として、石狩市民プール（以下「市民プール」という。）を石狩市花川北3条2丁目198番地3に設置する。

(施設)

第2条 市民プールの施設は、温水プール及び多目的ホールとする。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 市民プールの建物、設備等の維持管理に関すること。
- (2) 市民プールの利用の承認に関すること。
- (3) 市民プールの利用料金（第7条第1項に規定する利用料金をいう。）の徴収に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 市長は、必要があると認めるときは、石狩市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第20号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体に同条例第3条の規定による申請を求めることができる。

(開館時間及び休館日)

第4条 市民プールの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けた上で、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間	午前9時30分から午後9時30分まで
休館日	12月29日から翌年1月3日まで

(利用の承認)

第5条 市民プールを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、市民プールの管理運営上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民プールの利用を承認しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 市民プールの建物又は設備その他の物件をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他市民プールの管理運営上不適当と認められるとき。

(利用料金)

第7条 市民プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に収入として収受させるものとする。

2 第5条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、市民プールを承認を受けた目的以外の目的に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備等の承認)

第11条 利用者は、市民プールの利用に当たり特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認に付した条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(原状回復)

第13条 利用者は、市民プールの利用を終えたとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 利用者は、市民プールの建物又は設備その他の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第 7 条関係)

区分		単位	金額
温水プール	一般	1 人 1 回につき	600 円
	高校生		400 円
	高齢者・障害者		300 円
	中学生・小学生		
多目的ホール A		1 時間につき	1,500 円
多目的ホール B			700 円
多目的ホール C			1,000 円

備考

- 1 「高齢者」とは満 65 歳以上の者をいい、「障害者」とは身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 2 小学校就学前の者の温水プールの利用は、無料とする。
- 3 多目的ホールの 1 時間未満の利用は、1 時間とみなす。